

平成 25 年 10 月 日

浪江町長 馬 場 有 様

浪江町復興計画策定委員会委員長 鈴木 浩

浪江町復興計画【第一次】の進行管理についての提言

平成 25 年 10 月に策定された浪江町復興計画【第一次】で掲げた復興施策等について、浪江町復興計画策定委員会において、町民と行政とが一体となって、取組み状況やこれまでの成果を共有し、そのうえで今後の復興施策の方向性や事業の改善策について議論を行ってきました。

今般、「浪江町復興計画【第一次】の進行管理についての提言」として取りまとめましたので、下記（別紙）のとおり提言します。

本提言を踏まえ、復興に向けた各取組みを改善し、迅速かつ確実に実施してください。

記

1. 以下（別紙）のとおり 9 分野に大別した提言について、町民の声としてしっかりと受け止め、今後の施策や事業に反映させること。また、提言を踏まえての改善状況などを町民に周知すること。
（生活再建に関する分野）
 - ・賠償
 - ・就労、事業再開
 - ・健康管理
 - ・教育、子育て
 - ・避難生活支援
 - ・町外コミュニティ（ふるさと再生に関する分野）
 - ・除染
 - ・インフラ復旧
 - ・津波被災地復興
2. 現在、並行して検討を進めている「復興まちづくり計画」においても、本提言の内容を共有し、整合性をもって検討を進めていくこと。
3. （町民協働による進行管理部会の次年度の在り方や議論方法についての提言を想定。※第 7 回で議論予定）

I 賠償についての提言

1. 賠償の基準について

- ①賠償が生活再建のための重要な要素となっていることを考慮して、町として、全体の利益に繋がるよう、引き続き賠償基準の底上げを図っていくこと。また、町村ごとの状況の違いはあるものの、被災地が結束して声をあげられるよう尽力すること。
- ②生活再建を果たすためには、町民それぞれが特別な努力をすることが必要なことを鑑みて、それぞれの努力に報いる賠償となるよう、町としても尽力していくこと。
- ③事業者の賠償については、民事案件に行政がどこまで関与できるかという問題はあるものの、これまで地域を支えてきた企業の社会的な側面を考慮して、町としても商工会などの情報共有を図ること。
- ④一日も早く町民一人ひとりの生活再建が実現するよう、賠償以外の生活再建支援策についても強化・充実を図っていくこと。（※賠償のテーマでの記載とするか要検討）

2. 賠償の情報について

- ①賠償に関しての基本的な情報を改めて整理し、町民に正しく伝えること。また、周知の際には、自治会長などによる周知・伝達や、送付する文書を開封してもらえるような工夫をこらすなど、より踏み込んだ周知方法を検討し、実施すること。
- ②町民それぞれに事情が異なる個別のケースなどにおいては、相談の受け皿となる東京電力の体制の是正をこれまで以上に強く申し入れるとともに、浪江町役場の相談体制も強化していくこと。また、個別の事例集や実績集については、現時点では無用な混乱を避ける意味でも、無理に作成する必要はないが、今後の賠償の進展や状況の変化に合わせ、必要に応じて作成を検討すること。

3. 賠償と自立について

- ①被った損害に対する賠償は継続的にしっかりと求めていくものの、一人ひとりの生活再建が賠償に完全に依存することのないよう、自立支援や生活再建支援策の充実を図ること。
- ②町民それぞれが自立していくために、一人ひとりが将来像を描けるよう、町としても将来的な見通しを早急に示すとともに、復興の動きを可視化し、一人ひとりが次の段階に移行していくための前提を整えていくこと。また、心から自立していくために、これまで以上に心のケアや、町民同士やふるさととの繋がりや接点を充実させること。（※賠償のテーマでの記載とするか要検討）

分野	I 賠償	分野内の整理	2. 賠償の情報について
----	------	--------	--------------

1. これまでの取組みと成果の概要（現状）

（これまでの取組み状況や成果等の概要を記載）

2. 部会での議論の概要（課題）

（現状を共有したうえで、議論の中で出された問題点や課題点の概要を記載）

3. 部会からの提言（課題解決のための提言）

①賠償に関する基本的な情報を改めて整理し、町民に正しく伝えること。また、周知の際には、自治会長などによる周知・伝達や、送付する文書を開封してもらえるような工夫をこらすなど、より踏み込んだ周知方法を検討し、実施すること。

②町民それぞれに事情が異なる個別のケースなどにおいては、相談の受け皿となる東京電力の体制の是正をこれまで以上に強く申し入れるとともに、浪江町役場の相談体制も強化していくこと。また、個別の事例集や実績集については、現時点では無用な混乱を避ける意味でも、無理に作成する必要はないが、今後の賠償の進展や状況の変化に合わせ、必要に応じて作成を検討すること。

4. 目的達成のための手法案（課題解決のための具体的なアイデアの提案）

（議論の中で出された、具体的なアイデア、手法、事業例などについて記載）